

令和6年度

定期監査(後期)結果報告書

令和7年2月

新宿区監査委員

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定に基づき、令和 6 年度定期監査（後期）の結果に関する報告を決定したので、次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 17 日

新宿区監査委員	國 井	政 利
同	平 井	光 雄
同	石 黒	清 子
同	木もと	ひろゆき

目 次

監査の種類及び目的	1
-----------	---

行政機関・学校等

第1 監査の概要	
1 監査の対象	1
2 監査の日程	1
3 監査の実施内容	1
4 監査の主な着眼点	2
5 監査の実施方法	2
第2 監査の結果	2
第3 まとめ	4

工事

第1 監査の概要	
1 監査の対象	5
2 監査の日程	5
3 監査の実施内容	5
4 監査の主な着眼点	5
5 監査の実施方法	6
第2 監査の結果	6
第3 まとめ	6

別 表

別表1 行政機関・学校等への監査委員による質問日程・項目	8
別表2 行政機関・学校等への事務局職員による実地監査日程	8
別表3 工事監査日程及び監査対象工事(起工金額500万円以上の工事)	9
別表4 監査対象工事(令和5年度に契約変更を行った工事)	10

資 料

関係法規	11
------	----

監査の種類及び目的

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定並びに新宿区監査基準（令和 2 年新宿区監査委員訓令第 1 号。以下「監査基準」という。）並びに令和 6 年度監査基本計画に基づく定期監査である。

監査基準第 3 条第 1 項第 1 号に準拠し、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、その運営及び組織が合理的であるかについて監査を実施した。

なお、本報告書は、監査基準第 16 条に準拠し、作成したものである。

行政機関・学校等

第 1 監査の概要

1 監査の対象

弁天町・高田馬場第二・百人町の各保育園、柏木・おちごなかい・大木戸の各子ども園、高田馬場第二・薬王寺の各児童館、市谷・鶴巻・四谷第六・花園・戸山・戸塚第二・落合第二・落合第五・柏木の各小学校、牛込第三・落合・西新宿・新宿の各中学校、市谷・鶴巻・四谷第六・花園・戸塚第二の各幼稚園

2 監査の日程

令和 6 年 9 月 9 日（月）から令和 7 年 1 月 27 日（月）まで

3 監査の実施内容

令和 6 年度の予算及び事務事業の執行状況並びに財産及び物品の管理状況について、監査基準にのっとり、区の事務事業等の執行の合规性、正確性、経済性、効率性、有効性について監査を実施した。

また、その事務の執行が適正に処理されているかを主眼として、財務監査に加え、必要に応じ行政運営、組織、人事・労務管理、文書管理等の事務の執行や各部局の内部統制の状況等について監査を実施した。

併せて、監査の継続性の観点から、前回（令和 3 年度）の監査で改善を求めた事項の改善状況を確認するとともに、金銭及び物品の管理状況、会計事務の

処理状況等について各施設及びそれを統括する各部局からの報告を求め確認した。

4 監査の主な着眼点

予算の執行は、適正に行われているか。

収入及び支出事務は、適正に行われているか。

契約事務は、適正に行われているか。

現金等の出納保管は、適正に行われているか。

財産の管理は、適正に行われているか。

5 監査の実施方法

監査委員は、事務局職員の復命を受け、子ども家庭部及び教育委員会事務局の関係課長の出席を求めて別表1のとおり質問を行い、監査を実施した。

事務局職員は、監査資料、関係書類、財務会計システム帳票等を調査するとともに、各施設において自己チェックした公金等の管理状況を確認した。また、関係職員から説明を聴取し、別表2のとおり監査を実施した。

第2 監査の結果

「第1 監査の概要」に記載の観点から監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げ、その運営及び組織が合理的であるかについて検証した結果、公表する指摘事項はなく、おおむね適正であると認められた。

また、前回(令和3年度)の監査で改善を要望した事項の改善状況について、監査対象施設からの報告を確認したところ、おおむね改善されていた。

前回(令和3年度)の監査や前年度の監査で「各施設で広く見られたリスク」としていた「支出負担行為手続の誤り」については、今回は改善が見られたためリスク項目とはしなかった。

なお、「随意契約における競争性の確保」については、これまでの監査において繰り返し改善を求めてきた事項であるが、今回の監査でも、物品の購入等において、同時期に同種の随意契約を別々に締結していた事例が5施設で見られた。いずれも単数の見積により契約を締結していたが、中には合算すると複数

の見積書を徴取し見積競争を行うべき金額である事例も見られた。随意契約は競争入札を原則とする契約方法の例外であるという認識を持ち、公平性、経済性、透明性の確保に留意し、契約事務の適正な執行と計画的かつ効率的な予算執行を行うよう徹底されたい。併せて、一部の施設においては支払の遅延も見られた。リスク管理の徹底により、迅速かつ適正な支出事務処理をより一層徹底されたい。

第3 まとめ

定期監査(後期)の対象は、子ども家庭部及び教育委員会事務局が所管する保育園や学校などの施設である。これらの施設への監査は、問題がなければ原則3年に1回実施している。監査委員による監査質問は、内部統制機能の強化を図るため、平成30年度から、原則として施設を総合的に統括する各部局の所管課長に対して行っている。

今回の監査では、一部の事務処理について、これまでの監査と同様の指摘が繰り返されているものが見られたが、前年度に比べても、また今回の監査対象施設を前回監査した令和3年度に比べても、改善すべき事項の件数が減少していた。

なお、改善すべき事項が全く見られない、あるいはほとんど見られず、適正な事務処理が徹底されていた施設も複数見られた。

内部統制の状況については、各部局において監査結果の共有や改善策の検討、施設の実態に合わせたマニュアルの整備、きめ細かな研修の実施、施設への巡回指導などを行っており、こうした地道な取組の成果が見られるところである。さらに、教育委員会事務局においては、ヘルプデスクの設置や、新たに、施設の特性を踏まえた「きょういく版会計だより」を随時発行し、適正な事務処理方法をわかりやすく解説し、周知に努めている。こうした実効性のあるリスク管理に取り組むことにより、各部局において組織全体で意識の向上が図られており、内部統制が有効に機能しているものと評価できる。

引き続き内部統制機能を働かせ、全ての施設において、改善を図るべき事項を共有し、誤りに自ら気づき、自らを正すことのできるリスク管理を徹底して根付かせることにより、適正な事務執行に取り組むことを期待する。

工事

第1 監査の概要

1 監査の対象

監査実施日現在、令和6年度実施の工事における施工中及び工事が完了した起工金額500万円以上の工事のうち別表3の工事

令和5年度に契約変更を行った工事（契約金額に変更のなかったものを含む。）のうち別表4の工事

【対象部局】総務部施設課、みどり土木部道路課、みどり土木部みどり公園課

監査対象件数の内訳

	500万円以上の工事	契約変更工事
総務部	12件	6件
みどり土木部	2件	2件
合計	14件	8件

2 監査の日程

令和6年9月9日（月）から令和7年1月27日（月）まで

3 監査の実施内容

対象工事について、監査基準にのっとり、合規性、正確性、経済性、効率性、有効性について監査した。

4 監査の主な着眼点

事業計画や工事の施工計画は、適正に行われているか。

工事の設計（変更を含む。）は、適正に行われているか。

工事の積算は、適正に行われているか。

契約事務は、適正に行われているか。

工事は、適正に施工されているか。また、現場及び第三者への安全対策等は、適切に行われているか。

5 監査の実施方法

監査委員は、事務局職員の復命を受け、別表3及び別表4の監査対象工事について、関係課長の出席を求めて質問及び実地監査を行い、監査を実施した。

事務局職員は、起工、契約及び施工に係る関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、実地監査を行った。

また、工事現場における安全対策、第三者への危害防止措置、騒音・振動対策等について確認した。

なお、実地監査においては、現場と関係書類を照合し、施工状況を確認した。

第2 監査の結果

「第1 監査の概要」に記載の観点から監査した限りにおいて、監査の対象となった工事が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げ、その運営及び組織が合理的であるかについて検証した結果、公表する指摘事項はなく、おおむね適正であると認められた。

第3 まとめ

今回の監査において、施工中の安全対策等が適切に講じられ、契約書に基づき適正に施工されていたことは評価する。

一方で、次のような課題も見られた。

請負者からの提出書類については、計画書等の提出漏れや遅れ、記載の誤り、書類の添付漏れが22件の工事のうち延べ24件と最も多く見られたほか、施工体制台帳及び施工体系図への記載漏れや記載の誤り、書類の添付漏れが16件見られた。

こうした書類の不備の改善は、これまでの監査において再三にわたり要望してきたものである。請負者から適切な時期に必要な書類の提出を求め、内容確認の際のチェック体制の強化を図るなど内部統制に取り組むとともに、請負者への指導監督に努められたい。

なお今回、新宿区立新宿文化センターにおいて、監査委員による実地監査後に、追加工事に伴う複数の契約変更が行われることとなったため、所管課に詳

細の説明を求めた。

その結果、この追加工事は、台風や豪雨による漏水・設備の一部破損のほか、破損箇所等の詳細調査の際に判明した設備の故障・動作不良など、当初の契約では想定していない事象に対応するものであることから、工事内容や金額などの契約内容を変更することは妥当であると認められた。

追加工事の中では、予防保全の観点から空調設備の更新についてもあわせて行うこととしている。施設の利用期間中に空調設備の不具合が生じた場合、改修のための休館が必要となるおそれもあり、施設利用者へ直接影響を及ぼすこととなる。こうしたことから、今回の空調設備の更新については、合理性が認められる。しかしながら、区は中長期修繕計画に基づく改修を実施しているところであり、経済性・効率性・有効性の観点から、より適切な修繕計画に基づく施設管理に取り組みたい。

別表1 行政機関・学校等への監査委員による質問日程・項目

実施月日	質問項目
12月20日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・事務処理の誤りについて ・施設との情報共有について ・内部統制に関する取組の現状と課題について

質問は、監査対象施設を所管する子ども家庭部・教育委員会事務局の関係課長に対し実施した。

別表2 行政機関・学校等への事務局職員による実地監査日程

実施月日	施設名
10月24日(木)	市谷小学校・幼稚園、鶴巻小学校・幼稚園
10月25日(金)	弁天町保育園
10月28日(月)	高田馬場第二保育園、高田馬場第二児童館、 四谷第六小学校・幼稚園
10月29日(火)	百人町保育園
10月30日(水)	花園小学校・幼稚園、戸山小学校
10月31日(木)	大木戸子ども園
11月 1日(金)	戸塚第二小学校・幼稚園
11月 6日(水)	柏木子ども園、おちごなかい子ども園、 落合第二小学校、落合第五小学校、柏木小学校
11月 8日(金)	牛込第三中学校、落合中学校
11月13日(水)	西新宿中学校
11月14日(木)	薬王寺児童館、新宿中学校

別表3 工事監査日程及び監査対象工事（起工金額500万円以上の工事）

実施月日	実施内容及び監査対象工事	
9月26日(木) 9月30日(月)	事務局職員による監査対象工事14件の概要聴取	
10月17日(木)	所管課による工事概要説明及び監査委員による質問	
10月21日(月)	実 地 監 査	新宿区立新宿文化センター特定天井等改修その他工事 (総務部施設課) 契約金額 1,491,732,000 円
		新宿区立新宿文化センター舞台機構改修工事 (総務部施設課) 契約金額 179,960,000 円
		新宿区立新宿文化センター特定天井等改修その他に伴う電気 設備工事 (総務部施設課) 契約金額 1,020,613,000 円
		新宿区立新宿文化センター昇降機設備改修工事 (総務部施設課) 契約金額 131,780,000 円
		新宿区立新宿文化センター給排水衛生設備改修その他工事 (総務部施設課) 契約金額 179,300,000 円
		新宿区立新宿文化センタースプリンクラー設備改修工事 (総務部施設課) 契約金額 45,599,400 円
		道路維持工事(その4)治水対策 (みどり土木部道路課) 契約金額 53,680,000 円
10月22日(火) 10月23日(水)	監 査	新宿区立四谷小学校校舎棟増築等工事 (総務部施設課) 契約金額 1,087,086,000 円
		新宿区立四谷小学校校舎棟増築等電気設備工事 (総務部施設課) 契約金額 208,021,000 円
		新宿区立四谷小学校校舎棟増築等冷暖房換気設備工事 (総務部施設課) 契約金額 146,300,000 円
		新宿区立四谷小学校校舎棟増築等給排水衛生設備工事 (総務部施設課) 契約金額 148,280,000 円
		新宿区北新宿第二学童クラブ改修等工事 (総務部施設課) 契約金額 21,120,000 円
		新宿区北新宿第二学童クラブ改修等に伴う電気設備工事 (総務部施設課) 契約金額 9,856,000 円
		花園公園管理施設設置工事 (みどり土木部みどり公園課) 契約金額 51,971,700 円

監査委員による質問・実地監査

(注) 契約金額は監査実施日現在の金額

別表4 監査対象工事（令和5年度に契約変更を行った工事）

件名	変更内容
新宿区立柏木小学校吹付け石綿除去等工事 （総務部施設課）	工期の変更 契約金額の変更（増額） 変更前 9,900,000 円 変更後 15,950,000 円
旧新宿区立淀橋中学校擁壁改修工事 （総務部施設課）	工期の変更 契約金額の変更（減額） 変更前 39,233,700 円 変更後 38,672,700 円
新宿区立花園小学校普通教室設置その他工事 （総務部施設課）	契約金額の変更（増額） 変更前 17,457,000 円 変更後 17,887,100 円
新宿区立花園小学校普通教室設置に伴う電気設備工事 （総務部施設課）	契約金額の変更（増額） 変更前 4,414,300 円 変更後 4,603,500 円
新宿区立花園小学校普通教室等冷暖房設備改修工事 （総務部施設課）	契約金額の変更（増額） 変更前 25,300,000 円 変更後 25,472,700 円
新宿区立四谷小学校民間施設まなびの教室等整備工事 （総務部施設課）	契約金額の変更（増額） 変更前 25,740,000 円 変更後 26,341,700 円
橋りょう補修工事（寺齊橋・新空橋） （みどり土木部道路課）	契約金額の変更（増額） 変更前 62,480,000 円 変更後 63,706,500 円
バリアフリー整備工事（その2） （みどり土木部道路課）	契約金額の変更（増額） 変更前 32,560,000 円 変更後 33,796,400 円

契約金額変更の主な事由：施工段階における現場調査の結果に伴う仕様変更 など

工期変更の主な事由：仕様変更に伴う工期延伸

資料 関係法規

新宿区契約事務規則（昭和 39 年新宿区規則第 15 号）から抜粋

（随意契約によることができる場合の予定価格の額）

第 39 条 政令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する普通地方公共団体の規則で定める予定価格の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 工事又は製造の請負 130 万円
- 財産の買入れ 80 万円
- 物件の借入れ 40 万円
- 財産の売払い 30 万円
- 物件の貸付け 30 万円
- 前各号に掲げるもの以外のもの 50 万円

（見積書の徴取）

第 40 条 契約締結権者は、随意契約を行おうとするときは、見積競争により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる契約を締結しようとする場合には、契約締結権者は、1 人から見積書を徴する方法によることができる。

特定の者と契約せざるを得ない契約

工事又は製造（印刷を含む。）の請負契約（前号に該当するものを除く。）で、1 件の予定価格が 40 万円未満のもの

前号以外の契約（第 1 号に該当するものを除く。）で、1 件の予定価格が 20 万円未満のもの

政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）から抜粋

（支払の時期）

第 6 条 第 4 条第 2 号の時期（対価の支払の時期）は、国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については 40 日、その他の給付に対する対価については 30 日（以下この規定又は第 7 条の規定により約定した期間を「約定期間」という。）以内の日としなければならない。

令和6年度
定期監査（後期）結果報告書

令和7年2月 発行 新宿区監査事務局

印刷物作成番号
2024-4-5101

新宿区歌舞伎町1-5-1
電話（03）5273-4579（ダイヤルイン）
FAX（03）5273-3539

この印刷物は、業者委託により390部印刷製本しています。その経費として、1部当たり143円（税込み）がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。

新宿区は、環境への負荷を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。
本誌は新宿区環境マネジメントに基づき、環境に配慮した印刷用紙を使用しています。